

特集

2010年分所得税 確定申告の手引き

消費税大増税と徴税体制の強化

―民主党政権が目指す税制改革―

清家 裕税理士(協会税理士団)

1. 目指すは消費税大増税

昨年12月に閣議決定された「2011年度税制改正大綱(以下、大綱)」は、消費税の大増税を指す内容になっている。「大綱」によれば、社会保障改革とその財源確保について、消費税を含む税制全体の議論を一体的に行うことが不可欠であり、今年半ばまでに成案を得、国民的な合意を得た上でその実現をはかるとしている。

「大綱」によれば、社会保障改革とその財源確保について、消費税を含む税制全体の議論を一体的に行うことが不可欠であり、今年半ばまでに成案を得、国民的な合意を得た上でその実現をはかるとしている。そして、菅首相は消費税率引き上げに「政治生命をかける」と明言、内閣改造では経済財政担当大臣に与謝野馨氏を据えているのである。

2. 社会保障財源にむかおう消費

「社会保障の財源は消費税しかない」との口車に乗せられて、消費税を10%、20%に引き上げられたらどうなるのか。消費税は所得の少ない人も所得の多い人も、消費をすれば一律に負担させられる税金である。その上、消費税は生活費にも課税され、所得の少ない人は所得の大半を生活費に消費している。所得が少ない人ほど消費税の負担が重くなる。一方、所得の多い人は生活費以外に残ったお金を、財テクなどで財産を増やしても

4. 消費税など庶民増税と徴税体制の強化

(1) 名ばかりの納税者権利憲章 「大綱」は納税者権利憲章(以下、憲章)を策定するとしている。私たちが長年追求めてきた納税者の権利を擁護する憲章を制定するというのであれば、「納税者主権の確立へ向けて」を標榜する民主党政権に拍手喝采を送るべきであった。しかし、「大綱」に書かれた憲章は、現在の法令等で記載された一連の税務手続きを、納税者に分かりやすく平易な表現で一覧性のある行政文書(国税庁長官が作成し、来年1月1日に公表)にするにすぎないのである。その上、納税者の義務まで書かれる憲章は世界ではほとんど類を見ない。平易で一覧性のある文書にすることは大事だが、大事なことは現在行われている税務調査や滞納処分などで、納税者の権利が侵害されている実態に対し、申告納税制度

3. 目指すは法人税大減税

「大綱」は2011年度の税制「改正」で、法人実効税率を5%引き下げ、その減税財源を所得税や相続税の増税で賄おうとしている(左図表参照)。財源確保を理由に社会保険を切り捨て、財源確保のためにもかわらぬ財界の強い求めに菅首相は「大綱」に「改正」で、法人実効税率を5%引き下げ、その減税財源を所得税や相続税の増税で賄おうとしている(左図表参照)。財源確保を理由に社会保険を切り捨て、財源確保のためにもかわらぬ財界の強い求めに菅首相は「大綱」に「改正」で、法人実効税率を5%引き下げ、その減税財源を所得税や相続税の増税で賄おうとしている(左図表参照)。

収が極端に減っている。主に大企業や高額所得者、大資産家向けの減税によるものである。消費税の増税はこの穴埋めに使われ、消費税を導入し増税しても、社会保障財源が不足してきている原因がここにある。その結果、消費税は貧困と格差を助長し、国民の圧倒的多数を占める庶民の消費力を奪い内需が落ち込み、庶民の景気は深刻に落ち込んでいるのである。医療機関にとっては社会保険診療が非課税で消費税が自己負担となるいわゆる「損税」が発生し、消費力の減退による患者の受診抑制と相まって経営が厳しくなっている。消費税率が引き上げられれば、さらなる貧困と格差で庶民の生活難が2倍にも4倍にもなり、「損税」と受診抑制で経営が一層悪化するであろう。

「大綱」は2011年度の税制「改正」で、法人実効税率を5%引き下げ、その減税財源を所得税や相続税の増税で賄おうとしている(左図表参照)。財源確保を理由に社会保険を切り捨て、財源確保のためにもかわらぬ財界の強い求めに菅首相は「大綱」に「改正」で、法人実効税率を5%引き下げ、その減税財源を所得税や相続税の増税で賄おうとしている(左図表参照)。

2011年度税制改正による主な増減税の見込み額

Table with 2 columns: Tax Category (個人, 企業) and Amount (増減額). Includes items like 相続税の増税, 法人税実効税率5%引き下げ, etc.

「大綱」にも「つく」民主党政権の税制「改正」法案が、1月25日に通常国会に提出されている。この法案は、1月25日に通常国会に提出されている。この法案は、1月25日に通常国会に提出されている。この法案は、1月25日に通常国会に提出されている。

(出典：日本経済新聞2010年12月17日朝刊)